

東海市健康応援ステーション制度要綱

(目的)

第1条 この事業は、都市宣言の一つである「生きがいがあり健康なまち東海市」を目指し、一人ひとりの健康づくりを支援する団体及び事業所・施設（以下「施設等」という。）を健康応援ステーションとして位置付け、市民の健康への関心を高め、健康づくりに取り組みやすい生活環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において健康応援ステーションとは、市が実施している健康応援情報（運動・食生活応援メニュー）提供事業を通して、市民の健康づくりを支援する施設等をいう。

(区分及び認定基準)

第3条 市民に対面で健康応援情報提供事業を紹介する東海市医師会、東海市歯科医師会及び東海市薬剤師会をメディカルステーションとする。

2 市内において、別表に定める認定基準に適合し、健康応援情報提供事業と連携して運動を提供する施設等を運動ステーションとして認定する。

3 市内において、別表に定める認定基準に適合し、健康応援情報提供事業と連携して食事を提供する施設等を食生活ステーションとして認定する。

(健康応援ステーションの役割)

第4条 健康応援ステーションは、本制度の目的に合わせ、市民の自主的・主体的な健康づくりの支援に努めるものとする。

(市長の役割)

第5条 市長は、健康応援ステーションの取組を広報等により市民に周知するよう努めるものとする。

(協定書)

第6条 市長は、第3条第1項に規定するメディカルステーションのうち、合意の取れた団体と協定書を締結する。

(申請手続)

第7条 第3条第2項に規定する運動ステーションとして認定を希望する施設等は、運動ステーション認定申請書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添えて、提

出するものとする。

2 第3条第3項に規定する食生活ステーションとして認定を希望する施設等は、食生活ステーション認定申請書（様式第2）に市長が必要と認める書類を添えて、提出するものとする。

（認定等）

第8条 市長は、申請内容が認定基準を満たしているかどうかについて、提出書類及び現地による審査を行い、適当と認めるときは、申請者に認定証（様式第3）と認定ステッカー（様式第4）を交付する。

（表示）

第9条 認定を受けた運動ステーション及び食生活ステーションは、その施設等に認定ステッカーを表示するものとする。

（認定事項の変更）

第10条 認定を受けた運動ステーション及び食生活ステーションは、認定事項に変更があった場合、変更届出書（様式第5）により市長に届け出るものとする。

2 変更届出書に基づく手続については、変更内容に応じて第7条の規定を準用するものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、健康応援ステーションが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。この場合において、健康応援ステーションは、認定証及び認定ステッカーを市長に返還しなければならない。

(1) 第3条の認定基準に適合しなくなったとき。

(2) その他、健康応援ステーションとして不適切であると市長が認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年9月10日から施行する。

2 運動ステーション又は食生活ステーションとして認定を希望する者は、この要綱の施行の日前であっても、第7条の手続に従い、認定申請書を提出することができる。

別表（第3条関係）

認定基準

1 運動ステーション

認定項目	<p>次の項目を全て満たす施設等</p> <p>(1) 設備 運動・食生活応援メニューに紹介している有酸素運動及び筋力トレーニングができる設備又はそれに代わるプログラムを有していること。</p> <p>(2) 指導者 運動・食生活応援メニューを活用し、その人の運動習慣に合わせた歩き方指導及び筋力トレーニング等のアドバイス・支援ができること。</p> <p>(3) 知識 運動・食生活応援メニューの紹介及び内容の説明ができること。 また、所定の運動指導に関する講習を受講していること。</p> <p>(4) リスク管理 運動前後の体調及び運動中の安全確認を行っていること。 また、緊急時の対応が明確になっていること。</p>
------	--

2 食生活ステーション

認定項目	<p>いきいき元気メニューを1品以上提供する施設等 いきいき元気メニューとは、1食あたりにおいて、以下の4項目の基準を全て満たすメニューである。</p> <p>(1) エネルギー量 合計エネルギー量が800kcal以下であること。</p> <p>(2) バランス 主食（炭水化物源）、主菜（タンパク質源）、副菜（ビタミン、ミネラル源）が全てそろっていること。</p> <p>(3) 野菜 緑黄色野菜、淡色野菜、芋類、豆類（大豆は除く。）、海藻類及びきのこ類などの食物繊維、ビタミン及びミネラル類の供給源となるものが140g以上含まれていること。</p> <p>(4) 塩分 合計塩分量が3.3g以下であること。 なお、基準を越えるが食べ方などにより基準を満たすことができる場合は、実際の塩分量の表示及び減塩方法を明記すること。</p>
------	---

様式第1（第7条関係）

運動ステーション認定申請書

年 月 日

（宛先）東海市長

運動ステーションとして認定を受けたいので、東海市健康応援ステーション実施要綱第7条の規定により申請します。

ふりがな 施設名			
ふりがな 職名・代表者名		担当者名	
施設所在地	（〒 ー ）		
電 話		ファックス	
メー アド レス			
ホーム ページ アド レス			
施設について	開館(営業)時間： 時 分 ～ 時 分		
	休館(定休)日：		
	駐車場： 台 ・ なし		
PRメッセージ (100文字程度)			

※ 上記申請内容は、東海市健康応援ステーションのホームページ等に掲載します。

掲載不可の項目があるときは記入してください。 []

※ 併せて、緊急時の対応マニュアル、運動記録表等を提出してください。

様式第2（第7条関係）

食生活ステーション認定申請書

年 月 日

（宛先）東海市長

食生活ステーションとして認定を受けたいので、東海市健康応援ステーション実施要綱第7条の規定により申請します。

ふりがな 店 舗 名			
ふりがな 職名・代表者名		担当者名	
店 舗 所 在 地	(〒 ー)		
電 話		ファックス	
メー アド レス			
ホーム ページ アド レス			
店 舗 に つ い て	ア 禁煙 イ 分煙 ウ 時間帯禁煙 ()		
	開館(営業)時間： 時 分 ~ 時 分		
	休館(定休)日：		
	駐車場： 台 ・ なし		
PRメッセージ (100文字程度)			
業 種 (いずれかに○)	ア 和食 オ 焼肉	イ 洋食 カ 中華	ウ 和洋食 キ その他 () エ 喫茶・カフェ
いきいき元気 メ ニ ュ ー	メニュー名：		
	提供時間： 時 分 ~ 時 分		

※ 上記申請内容は、東海市健康応援ステーションのホームページ等に掲載します。

掲載不可の項目があるときは記入してください。 []

※ 併せて、いきいき元気メニュー確認表等を提出してください。

東海市

健康応援ステーション認定証

貴施設(店舗)は、東海市民の健康づくりを応援する
東海市健康応援ステーションであることを認定します。

施設(店舗)名

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

認定内容(認定メニュー)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(メニュー写真等を表示する)

年 月 日

東海市長

第6条関係

協定に基づくステッカー

1 メディカルステーション

東海市医師会



東海市歯科医師会



東海市薬剤師会



様式第4 (第8条関係)

認定ステッカー

1 運動ステーション



2 食生活ステーション



様式第5（第10条関係）

健康応援ステーション認定事項変更届出書

年 月 日

（宛先）東海市長

施設等名

代表者名

健康応援ステーションとして認定を受けた内容を下記のとおり変更したいので、東海市健康応援ステーション実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

変 更 理 由	
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	年 月 日
備 考	